

議案第30号

芽室町介護保険条例中一部改正の件

芽室町介護保険条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和5年6月1日提出

芽室町長 手 島 旭

芽室町介護保険条例の一部を改正する条例

芽室町介護保険条例（平成12年条例第50号）の一部を次のように改正する。

附則第9条第1項中「令和4年4月1日から」を「令和4年度以前分の保険料であって」に、「保険料（第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかったため令和4年4月1日以降に納期限が定められている保険料であって、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年4月1日前に納期限が定められるべきものを除く。）」を「もの及び令和4年度分の保険料であって令和4年度末に第1号被保険者の資格を取得したこと等により令和5年4月1日から令和5年9月30日までの間に納期限が到来するもの」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

説 明

新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免措置期間を延長するため、本条例を改正しようとするものであります。

芽室町介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免)</p> <p>第9条 <u>令和4年度以前分の保険料であって令和5年3月31日までの間に納期限(特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支給日。以下この項において同じ。)</u>が定められている<u>もの及び令和4年度分の保険料であって令和4年度末に第1号被保険者の資格を取得したこと等により令和5年4月1日から令和5年9月30日までの間に納期限が到来するもの</u>の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第11条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。</p> <p>(1)と(2) 一略一</p> <p>2 一略一</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免)</p> <p>第9条 <u>令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に納期限(特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支給日。以下この項において同じ。)</u>が定められている<u>保険料(第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかったため令和4年4月1日以降に納期限が定められている保険料であつて、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年4月1日前に納期限が定められるべきものを除く。)</u>の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第11条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。</p> <p>(1)と(2) 一略一</p> <p>2 一略一</p>